

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	コクヨ株式会社
【英訳名】	KOKUYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 黒田英邦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はない。
【本店の所在の場所】	大阪市東成区大今里南六丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	当社東京品川オフィス（THE CAMPUS） （東京都港区港南一丁目8番35号） 当社名古屋オフィス （名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役社長 黒田 英邦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社13社（計14社）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社15社及び持分法適用関連会社8社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、経営管理上、各事業拠点における事業活動の規模を計る際に最も重視している売上高（連結会社間取引消去後）を事業拠点選定の指標といたしました。各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額を基に、金額的重要性と事業内容等の質的観点から「重要な事業拠点」を選定してその連結売上高を合算した結果、当連結会計年度の連結売上高の70%を超えることとなりました。選定した重要な事業拠点においては、販売・生産活動を主とする製造業の事業特性に鑑み、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点においても、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への重要な虚偽記載の発生可能性が高いものと判断し、のれん等の無形固定資産を含む固定資産の減損の検討や、販売用不動産を含む棚卸資産の評価に係る業務プロセス等を評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当する事項はありません。

5【特記事項】

該当する事項はありません。